

地上デジタル放送推進に関する 取組状況について

平成21年1月9日
総務省
情報流通行政局

地上デジタル放送に関する情報通信審議会答申のポイント

1

地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割<平成16年諮問第8号 第5次中間答申> 平成20年6月27日

国民の理解醸成

アナログ終了時期の認知度
約64.7%
アナログ終了の認知度
約92.2%

- 国は地方公共団体、民生委員等の協力を得てきめ細かな周知広報
- 放送事業者は番組やスポットを通じた周知広報
- 関係省庁が連携して悪質商法対策を実施
- 2008年秋に全国10か所程度に設置予定の「テレビ受信者支援センター」を2009年度初頭に少なくとも全都道府県に1か所は設置

受信側の課題

デジタル受信機の普及
約2200万世帯
約3500万台

- 2009年夏までに「5千円以下の簡易なチューナー」の開発・流通の環境整備
- デジタル受信機の多様化・低廉化、使いやすい機器の普及促進
- 2009年度から生活保護世帯にチューナーやアンテナを無償現物給付
- 一般の周知広報ではデジタル化対応が困難な世帯に、いつでもどこでも何度でも説明会を開催。必要に応じて戸別訪問で技術的サポート
- 受信障害対策共聴施設のデジタル化改修促進（支援の創設）
- 辺地共聴施設の新設・デジタル化改修促進（支援の見直し）
- 2010年12月までに公共施設のデジタル化完了を目標

送信側の課題

世帯カバー率
約93%

- 来年夏までに国及び放送事業者が難視聴世帯解消のための計画策定（2011年春までに難視聴地域を最小化）
- 混信対策への支援措置の柔軟化（受信アンテナ交換等も支援）
- ケーブルテレビやIP再送信による難視聴地区対策の促進
- 2009年度内に暫定的な衛星利用による難視聴地域対策を開始（5年間実施）（受信に必要なパラボラアンテナ等は国が支援）

これまでの取組

デジタル放送への移行完了のための関係省庁連絡会議「地上デジタル放送への移行完了のためのアクションプラン2008」を策定(7月10日)

「地上デジタル放送国民運動推進本部」第1回の開催(7月24日)

総務省「地上デジタル放送推進総合対策」を策定(7月24日)

「総務省 テレビ受信者支援センター」の業務開始(10月1日)

受信機器購入等支援の実施方法に係る検討結果の中間報告(12月8日)

平成21年度 地上デジタル放送関係政府予算原案(12月24日)

- 2011年7月24日のアナログ放送停波に向け、関係省庁が連携し、政府を挙げた取組を推進することが必要。
- 連絡会議においては、移行に向けた課題を洗い出した上で、施策を取りまとめ。
- 今後、デジタル移行を確実なものとする上でふさわしい取組体制の強化について引き続き検討する。
- 本アクションプランについては、2009年6月を目途に見直しを行う。

1 公共施設のデジタル化

- 国民が利用する公共的な施設のうち、利用者にとってテレビが災害時の緊急時の情報入手手段として重要な役割を果たすものについて、所管省庁が、デジタル化改修状況を平成21年3月末までに把握するよう努め、完了していない施設について注意喚起を実施。
- 各省庁は、所管の施設(含:独立行政法人)について、デジタル化改修状況を把握の上、8月まで(独立行政法人は2009年3月まで)に改修計画を策定し、内閣官房で取りまとめて公表。毎年9月・3月に達成状況を確認し、内閣官房で取りまとめて公表。計画は必要な見直しを行う。
- 地方公共団体の施設(含:住宅供給公社・都市整備公社)のデジタル化改修状況を把握し、計画策定を要請。

2 公共施設による受信障害への対応

- 各省庁は、所管の施設(含:独立行政法人)が原因となる受信障害について、現状を把握の上、8月まで(独立行政法人は2009年3月まで)に対応の計画を策定し、内閣官房で取りまとめて公表。毎年9月・3月に達成状況を確認し、内閣官房で取りまとめて公表。計画は必要な見直しを行う。
- 地方公共団体の施設(含:住宅供給公社・都市整備公社)による受信障害の状況を把握し、計画策定を要請。
- 国土交通省は民間航空機、防衛省は自衛隊航空機による受信障害の有無について調査を行い、必要な措置を講じる。
- 総務省は、電力・鉄道等の公益事業者の施設による受信障害の対応について、関係省庁の協力を得て、現状把握・早期対応を働きかける。

3 廃棄・リサイクル対策

- 総務省・経済産業省は外付けデジタルチューナー等により、アナログ放送終了後も引き続きアナログテレビが利用可能であることを周知。
- 総務省・経済産業省・環境省は、アナログテレビの廃棄・リサイクル時期・台数についての試算を毎年度見直すことをJEITAに要請。
- 経済産業省・環境省は、予測を上回る台数の廃棄があっても家電リサイクル法に基づく義務を果たせるよう適切に対応するよう指導。

4 各種対策

- 悪質商法等対策 (内閣府・警察庁・総務省・経済産業省において、関係省庁の連絡体制を7月末までに構築する。)
- 国民視聴者に対する周知広報の充実 (全省庁で所管団体に対して2008年7月に周知広報を行うことを要請。総務省では受信者支援センターを設置。)
- 経済弱者等への受信機普及 (総務省・経済産業省は、低廉で簡易なチューナーの開発・流通の促進の働きかけを行う。総務省は関係省庁と連携して、支援方法を具体化。)
- 放送基盤の整備 (内閣府・総務省・農林水産省は、離島地域における中継局整備等を行う。)
- 地上デジタル放送の有効活用 (有効活用事例について内閣官房において取りまとめを行い、毎年度公表。)
- 総務省は、アナログ放送終了のリハーサルを実施。

1 目的

すべての国民に対する丁寧な啓発・相談、地域レベルのデジタル化への取組支援などすべての関係者が一体となった国民運動を展開することにより、国民の視点に立った地上放送のデジタル化を加速推進する。

※ 平成20年6月9日(月)に大臣が発表した「地上デジタル放送推進総合対策(骨子)」の中で、「地上デジタル放送国民運動推進本部」の設置の方針を公表。

2 本部長

総務大臣を本部長とし、各界の代表※で構成。

※ 副本部長: 成田 豊 地上デジタル推進全国会議幹事会座長(株式会社電通最高顧問 電通グループ会長)

飯泉嘉門 全国知事会情報化推進対策特別委員会委員長(徳島県知事)

- ※ ・メーカー(電子情報技術産業協会、家電製品協会) ・販売店(全国電機商業組合連合会、大手家電流通懇談会)
- ・経済団体(日本経済団体連合会) ・消費者・高齢者団体(全国消費者団体連絡会、日本消費者協会、老テク研究会)
- ・日本新聞協会 ・電気通信事業者協会
- ・地方自治体関係団体(全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会)
- ・放送事業者関係団体(地上デジタル推進全国会議、全国地上デジタル放送推進協議会、デジタル放送推進協会、NHK、日本民間放送連盟、日本ケーブルテレビ連盟、日本CATV技術協会)

※ 内閣官房、内閣府、経済産業省などの関係省庁がオブザーバーとして参画

3 開催実績

平成20年7月24日(木)に、第1回会合を開催。

※ 総務省が「地上デジタル放送推進総合対策」を報告。また、同本部として「地上デジタル放送に関する国民運動推進宣言」を採択。

4 今後の予定

年2回程度(1月24日・7月24日頃)開催。次回開催予定 平成21年1月23日

2011年7月24日の地上デジタル放送への完全移行に向け、現在テレビをご覧になっている皆様に地上デジタル放送を引き続きご覧いただけるよう、万全の対策を講じていくことが必要。

「地上デジタル放送推進総合対策」（2008年7月24日）

I 国民に地上デジタル放送についてご理解いただくための取組

1. 必要な情報の徹底した提供
 - (1) 放送を活用した周知の徹底等
 - (2) 地方公共団体等との連携
 - (3) アナログ受信機の誤購入防止等
 - (4) 国民運動の展開
2. 悪質商法対策
3. 相談体制の充実・強化

II 受信側の取組

1. 受信機の普及
 - (1) 簡易なチューナーの開発・流通の促進
 - (2) 使いやすい機器の普及促進
 - (3) 経済的に困窮している方への支援
 - (4) 高齢者・障がい者等への働きかけ、サポート
2. 共聴施設の整備促進
 - (1) 辺地共聴施設のデジタル改修促進
 - (2) 受信障害対策共聴施設の改修促進
 - (3) 集合住宅共聴施設の改修促進
3. 公共施設における地上放送のデジタル化への対応

III 送信側の取組

1. デジタル中継局の整備
 - (1) 中継局整備の促進
 - (2) デジタル難視聴対策
2. デジタル混信への対策
3. ケーブルテレビ等の活用
 - (1) ケーブルテレビ
 - (2) IP再送信
4. 暫定的な衛星利用による難視聴地域対策

IV アナログ放送終了等にあたっての取組

1. アナログ放送終了のための放送対応手順
 - (1) アナログ放送終了計画
 - (2) アナログ放送終了のリハーサル
2. アナログ放送終了のための体制整備
 - (1) 関係者が連携する推進体制
 - (2) 廃棄・リサイクル
 - (3) 政府をあげた推進体制の検討
3. アナログ停波後のチャンネル切替

- 地上デジタル放送への完全移行のための総合対策は、国民生活にもっとも身近な情報基盤の維持・確保に関する重要なものである。

※ 平成21年度国庫債務負担行為限度額にかかる平成22年度以降の歳出化額を含む

1. 技術的・経済的サポート

- **デジタル受信相談体制の充実・強化** 【拡充 80.3億円】
 - ・10月1日に全国11箇所で開所した支援センターを全都道府県レベルに拡充設置(2月に前倒し実施)
 - ・個別専門的な受信相談、受信状況調査(混信等調査1.7万回)、共聴施設への働きかけ実施(11万件)
 - ・コールセンターの運営(支援センターと一体的・効率的運営)
- **高齢者・障害者への働きかけ、サポート** 【新規 88.2億円】
 - ・町内会・自治会を通じたきめ細やかな説明会(15万回)、福祉施設等への訪問説明(8.5万施設)
 - ・独居高齢者宅等への戸別訪問(250万世帯)
- **受信機器購入等の支援** 【新規170.1億円】
 - ・NHK受信料全額免除世帯を対象に、チューナ無償給付、アンテナ工事等を実施(3年最大260万世帯)

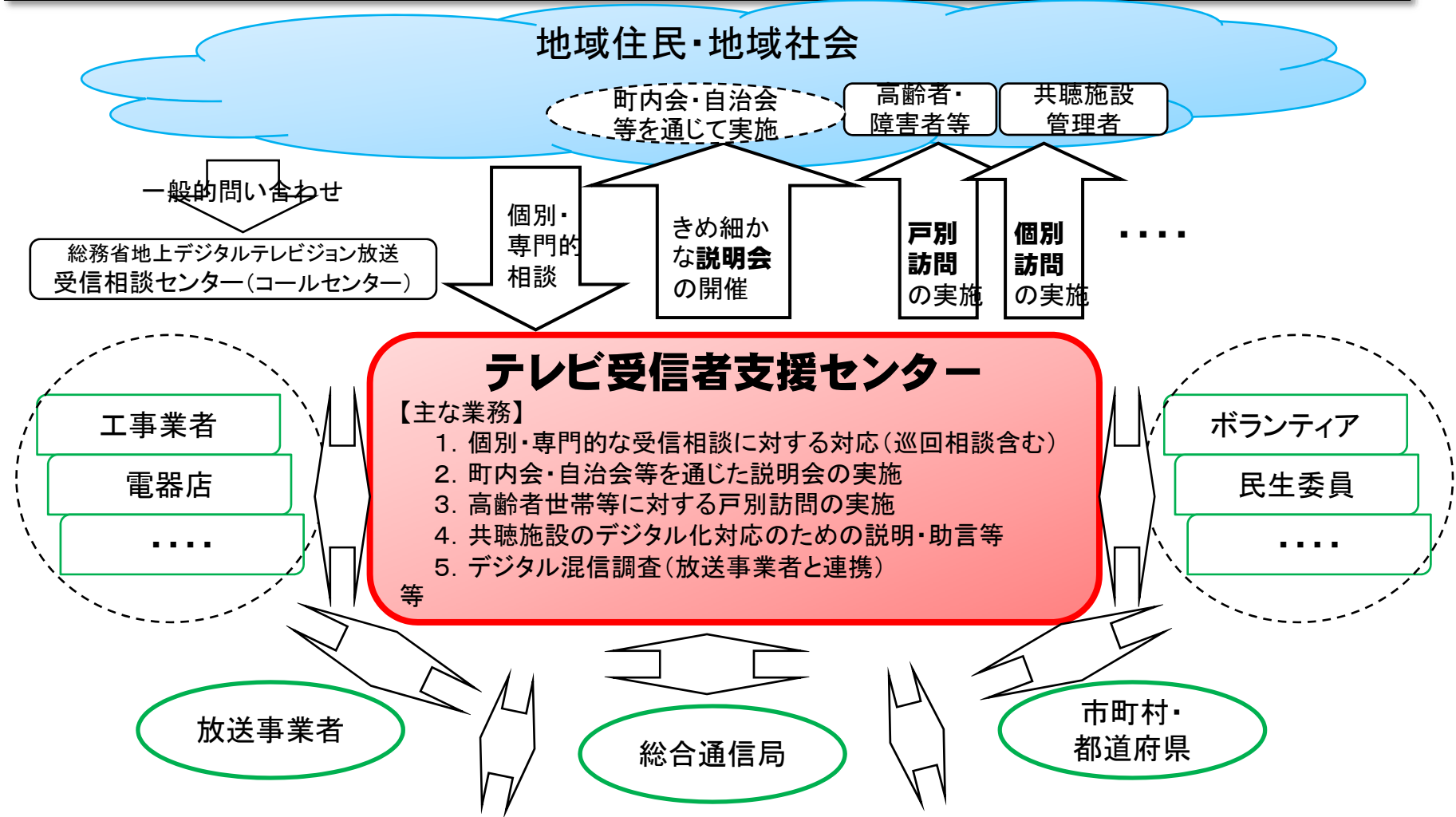
2. 送受信環境の整備

- **辺地共聴施設の改修等支援** 【拡充 52.1億円】
 - ・デジタル化により新たに難視聴になる地域における共聴施設の新設に限り、補助率を拡充(1/2→2/3)
- **都市受信障害施設の改修支援** 【新規 53.9億円】
 - ・受信者等の要望に基づき受信障害調査を実施、デジタル化改修を行う場合に国が費用の1/2を上限に補助
- **暫定的な衛星利用による難視聴対策** 【新規 7.8億円】
 - ・デジタル難視聴地域に対して、東京の番組を衛星により再送信するために必要な経費を補助(送信側(衛星運用経費等)2/3、受信側(パラボラアンテナ等の給付等)10/10)
- **デジタル中継局の整備の支援** 【継続 16.9億円】
- **デジタル混信対策** 【拡充 5.3億円】
- **ケーブルテレビ施設の整備** 【ICT交付金予定額(78.7億円)の内数】

3. その他

- **完全デジタル化のリハーサル** 【新規 0.4億円】 等 3.3億円
 - ・一部地域においてアナログ放送を先行して終了し、デジタル放送への移行に係る諸課題を検討

- テレビ受信者に対する支援をきめ細かく丁寧に行うため、平成20年10月に、全国11箇所に受信相談の拠点を整備。(平成21年2月より都道府県単位に拡充予定)
- 総務省(総合通信局)、地方公共団体、放送事業者、地元工事業者・電器店等との相互連携の下、個別・専門的な受信相談、町内会・自治会等を通じた説明会の開催、高齢者世帯等への戸別訪問等を通じて、受信者に対する総合的な支援を実施。



1 検討の経緯

施策の実施方法に関する検討ワーキンググループ(座長:大山永昭東京工業大学教授)では、情報通信審議会・地上デジタル放送推進に関する検討委員会(以下「検討委員会」という。)からの委嘱を受けて、経済的に困窮度の高い世帯である生活保護受給世帯がアナログ放送終了後も地上テレビ放送を視聴できるようにするため、国が支援を行う際の具体的な実施方法についての検討を、2008年9月25日から行ってきたところ。

2 主な検討内容

2008年12月8日の検討委員会において、中間報告の形で検討状況の紹介が行われた。主な検討内容は以下のとおり。

- ① 個人情報保護
(支援実施法人における適正な個人情報管理の義務付け 等)
- ② 情報提供と申請の方法
(福祉事務所を通じた情報提供、申請者からの申請に基づく支援(申請主義)等)
- ③ 資格の確認方法
(NHKの受信料免除世帯の証明 等)
- ④ 簡易なチューナーの配布方法
(世帯への郵送を原則、必要に応じて設置・操作説明に来訪 等)
- ⑤ 給付の在り方
(「貸与」ではなく「給付(譲渡)」とすること 等)

3 今後の対応

ワーキンググループでの構成員の意見等を踏まえ、2009年1月以降の会合で更に議論を行い、検討委員会に報告が予定されているところ

総務省の要求

①資産保有基準、②所得基準から、
下記の基準が適当。

与党地上デジタル放送推進
ワーキングチームの結論

既存の放送制度との整合性も考慮し、
下記の基準が適当。

生活保護受給世帯

約120万世帯

NHK受信料全額免除世帯

- ・公的扶助受給者
- ・市町村民税非課税の障害者
- ・社会福祉施設入所者

約260万世帯

